

医療費の節約にご協力を

「平成 28 年度事業計画及び予算の概要について (2 頁)」のとおり、平成 28 年度の掛金・負担金率が決まりました。皆さんが、医療機関等で受診されますと、医療費の 1～3 割を自己負担されますが、残りの 7～9 割は共済組合が医療機関等に支払っています。

この医療機関等への支払いは、組合員の皆さんからの掛金及び所属所からの負担金で賄われています。

短期給付事業のうち、各給付金、高齢者に対する支援金などを、平成 28 年度の予算額を基に一人当たりの年額に換算すると右の表の金額になります。

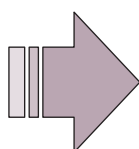
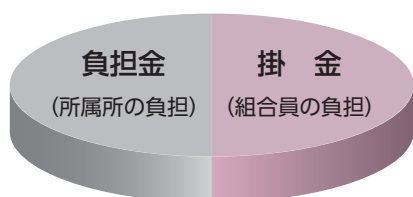
これらの短期給付事業に、組合員一人当たり年額 60 万円以上の費用がかかっています。

短期給付事業		平成28年度予算額	組合員一人当たりの金額
医療給付	療養費・高額療養費・出産費など、医療機関受診にかかる費用です。	3,958,137千円	約259,331円
休業給付	傷病手当金・出産手当金・育児休業手当金・介護休業手当金・休業手当金のことです。	364,840千円	約25,864円
高齢者に対する支援など	前期高齢者納付金・後期高齢者納付金・老人保健・退職者給付拠出金のことです。	4,491,475千円	約318,408円

この費用は、皆さんの掛金及び所属所からの負担金で賄われています。

「短期財源率」は次の算式により算出しています。

$$\text{短期給付事業に必要な額} \div \text{短期掛金の標準となる標準報酬等総額 (短期標準報酬月額と標準期末手当等の合計額)} = \text{短期財源率}$$



負担は、基本的に、左の図のように、組合員(掛金)と所属所(負担金)の労使折半となります。

◆奈良県は、全国47都道府県の中でも高い財源率となっています。(平成27年度の短期財源率：全国10位)

医療費の増加は… ◆短期財源率の増加につながります。

◆短期財政を圧迫するだけでなく、家計の負担ともなります。

組合員や被扶養者の皆さんには、健康管理に十分に気をつけていただき『医療費の節約』にご協力お願いいたします!

かかりつけ医を持ちましょう!

普段の健康管理や日常的な初期症状の診療を行う、自宅近くの信頼できる地域の診療所、医院などです。

はしご受診はやめましょう!

同じ病気でありながら、安易な理由で次々医療機関を変更するのは、医療費増加の一因になるほか、体にも負担となります。

早期発見、治療のため各種健診を積極的に受診しましょう!

本組合の各種健診事業をご利用ください。詳しくは9頁をご覧ください。

夜間や休日診療を控えましょう!

急病などの緊急な場合を除き、診療時間内に受診しましょう。



ジェネリック医薬品を活用しましょう!

参考として、11頁をご覧ください。